

6 身体拘束に対する考え方

平成 12 年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体を自由を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、サービスの提供に当たっては、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。また、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議編）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

身体拘束については、運営基準に則って運用することが基本となります。

身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

- 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束は一時的なものであること

※留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要である。
- ・また、身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- ・なお、介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務づけられている。

7 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

1) 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

養介護施設・養介護事業所において、定期的にケア技術向上や高齢者虐待に関する研修の実施を依頼するとともに、市町村や都道府県でも研修等の機会を設け、養介護施設従事者等の資質を向上させるための取組が期待されます。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、実際にケアにあたる職員のみでなく管理職も含めた事業所全体での取組が重要です。管理職が中心となってサービス向上にむけた取組が期待されます。

2) 個別ケアの推進

養介護施設には数多くの高齢者が生活しているため、業務をこなすためには流れ作業的なケアを実施せざるを得ない状況があります。このような状況の中で、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生しており、また従事する職員にも士気が低下するなどの影響があると考えられます。

このような反省からユニットケアの導入が進められてきました。入所している高齢者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくるのが養介護施設には求められています。高齢者の尊厳を尊重するという視点から、入所している高齢者一人ひとりに対して個別的なケアを実践することが重要です。

3) 情報公開

養介護施設は、入所している高齢者の住まいであるため、外部からの目が届きにくい面があります。しかし、地域の住民やボランティアなど多くの人が施設に関わることは、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

また、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切です。

4) 苦情処理体制

高齢者虐待防止法では、養介護施設・養介護事業所に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています（第20条）。

養介護施設・養介護事業所においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、各施設・事業所での対応が図られていますが、サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

【引用文献】

- 「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために―東京都高齢者虐待対応マニュアル―」
東京都福祉局、2006年3月
- 「高齢者虐待防止マニュアル 高齢者虐待のない社会をめざして」
金沢市、2004年3月
- 「高齢者虐待防止に向けた体制整備のための手引き」
大阪府健康福祉部高齢介護室、2005年6月
- 「横須賀市高齢者虐待対応マニュアル（第2版）」 横須賀市、2004年3月
- 「横須賀市高齢者虐待防止事業報告書～事業立ち上げのために～」
横須賀市、2004年3月
- 「市町及び介護サービス事業者のための家庭内における高齢者虐待防止マニュアル」
石川県健康福祉部、2005年3月
- 「高齢者虐待対応マニュアル」 世田谷区、2005年3月
- 「高齢者虐待対策検討報告書（人としての尊厳を実感できる地域社会づくりに向けで）」
世田谷区高齢者虐待対策検討会、2004年3月
- 「地域包括支援センター業務マニュアル」 厚生労働省老健局、2005年12月
- 「身体拘束ゼロへの手引き」 厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議、2001年3月
- 一時保護の要否判断フロー図 副田あけみ・首都大学東京都市教養学部教授
（「<http://members3.jcom.home.ne.jp/asoeda/index.html>」より引用）

【参考文献】

- 「子ども虐待対応の手引き 平成 17 年 3 月 25 日改定版」
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所編、2005 年 9 月
- 「高齢者虐待に挑む―発見, 介入, 予防の視点―」
高齢者虐待防止研究会編 津村智恵子他 2004 年 7 月
- 「高齢者虐待―実態と防止策―」 小林篤子 2004 年 7 月
- 高齢者虐待―専門職が会った虐待・放任― 寝たきり予防研究会編、2002 年 10 月
- 高齢者虐待―日本の現状と課題― 多々良紀夫著 2001 年 9 月
- 「高齢者虐待を防ぐ地域のネットワーク」 角田幸代編著、2006 年 1 月
- 「高齢者虐待対応支援マニュアル」 北海道保健福祉部、2005 年 9 月
- 「北九州市の在宅における虐待防止マニュアル」 北九州市、2006 年 3 月
- 「羽曳野市高齢者虐待防止モデル事業報告書」
羽曳野市保健福祉部高年介護課、2005 年 3 月
- 「門真市高齢者虐待防止モデル事業報告書」 門真市高齢福祉部、2005 年 3 月
- 「高齢者虐待と向きあうために」 門真市高齢福祉課、2005 年 3 月
- 「関係機関のための高齢者虐待防止・支援マニュアル」
青森県健康福祉部、2005 年 3 月
- 「岡山県高齢者虐待防止ガイドライン」
岡山県保健福祉部長寿社会対策課、2005 年 2 月
- 「香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル」 香川県健康福祉部、2005 年 11 月
- 「三鷹市高齢者虐待予防・対応マニュアル～高齢者の人権・尊厳を守るために～」
三鷹市健康福祉部高齢者支援室

【 資 料 編 】

資料 1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要	1
資料 2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号）	7
資料 3 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省令第 94 号）	17
資料 4 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（新旧対照表）	19
資料 5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について （警察庁丙生企発第 27 号、警察庁丙給厚発第 6 号、警察庁丙地発第 8 号、警察庁丙刑企発第 8 号、平成 18 年 3 月 16 日警察庁生活安全局長、警察庁長官官房長、警察庁刑事局長通達）	21
資料 6 法の施行に係る新聞報道記事	35

1. The first part of the document is a list of names.

2. The second part of the document is a list of names.

3. The third part of the document is a list of names.

4. The fourth part of the document is a list of names.

5. The fifth part of the document is a list of names.

6. The sixth part of the document is a list of names.

7. The seventh part of the document is a list of names.

8. The eighth part of the document is a list of names.

9. The ninth part of the document is a list of names.

10. The tenth part of the document is a list of names.

11. The eleventh part of the document is a list of names.

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）の概要

1. 定義

(1) 高齢者の定義

この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

(2) 高齢者虐待の定義

この法律において「高齢者虐待」とは、家庭における養護者又は施設等の職員による次に掲げる類型の虐待をいう。

- ①身体的虐待（暴行）
- ②養護を著しく怠ること（ネグレクト）
- ③心理的虐待（著しい心理的外傷を与える言動）
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待（財産の不当処分、不当に財産上の利益を得ること）

2. 家庭における養護者による高齢者虐待への対応（別紙1参照）

(1) 市町村への通報等

高齢者虐待を発見した者は、

- ①高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、市町村に通報しなければならない。
- ②上記①以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。

※虐待を受けた本人が市町村に届け出ること可能。

(2) 市町村の対応

- ① 高齢者及び養護者に対する相談、指導、助言を行う。
- ② 通報があった場合の事実確認のための措置を講ずる。
- ③ 高齢者の保護のため、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に施設へ入所させる等、適切に老人福祉法による保護のための措置を講ずる。
- ④ ③の措置を採るために必要な居室を確保するために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、立入調査をすることができる。立入調査を行うに当たって、所管の警察署長に援助を求めることができる。

(3) 養護者に対する支援

- ① 市町村は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- ② 市町村は、①の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(4) 連携協力体制の整備等

- ① 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止等の適切な実施のため、地域包括支援センター等との連携協力体制を整備しなければならない。
- ② 市町村は、ア) 相談、指導、助言、イ) 通報の受理、ウ) 事実の確認のための措置、エ) 養護者に対する支援、の事務を地域包括支援センター等に委託することができる。

3. 施設等の職員による高齢者虐待への対応（別紙2参照）

(1) 市町村への通報等

- ① 施設等の職員は、業務に従事している施設等で虐待を受けた高齢者を発見した場合は、市町村に通報しなければならない。
- ② ①以外の場合は、
 - ア) 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村に通報しなければならない。
 - イ) 上記ア) 以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。
 - ※虐待を受けた本人が市町村に届け出ることも可能。
 - ※虚偽・過失による通報は保護されない。

(2) 都道府県への報告

市町村は、(1)による通報を受けた場合は、厚生労働省令で定める事項を都道府県に報告するものとする。

○厚生労働省令（平成18年3月31日厚生労働省令第94号）

- ①施設・事業所の名称、所在地、種別
- ②虐待を受けた高齢者の性別、年齢、要介護状態等、心身の状況
- ③虐待の種別、内容及び発生要因
- ④虐待を行った従事者等の氏名、生年月日及び職種
- ⑤市町村が行った対応
- ⑥施設・事業所における改善措置状況

(3) 市町村長又は都道府県知事の対応

市町村長又は都道府県知事は、(1)による通報又は(2)による報告を受けた場合は、適切に老人福祉法又は介護保険法による監督権限を行使するものとする。

○介護保険法等による監督権限の行使

報告徴収、立入調査、勧告・公表、措置命令・公示、指定取消等・公示など

(4) 都道府県知事による公表（年次報告）

都道府県知事は、毎年度、施設・事業者による高齢者虐待の状況等について厚生労働省令で定める事項を公表する。

○厚生労働省令で定める予定としている事項

①虐待の状況

- ・被虐待者の状況（性別、年齢階級、心身の状態等）
- ・虐待の種類

②虐待に対してとった措置

③虐待を行った施設等のサービス種別

④虐待を行った従事者等の職種

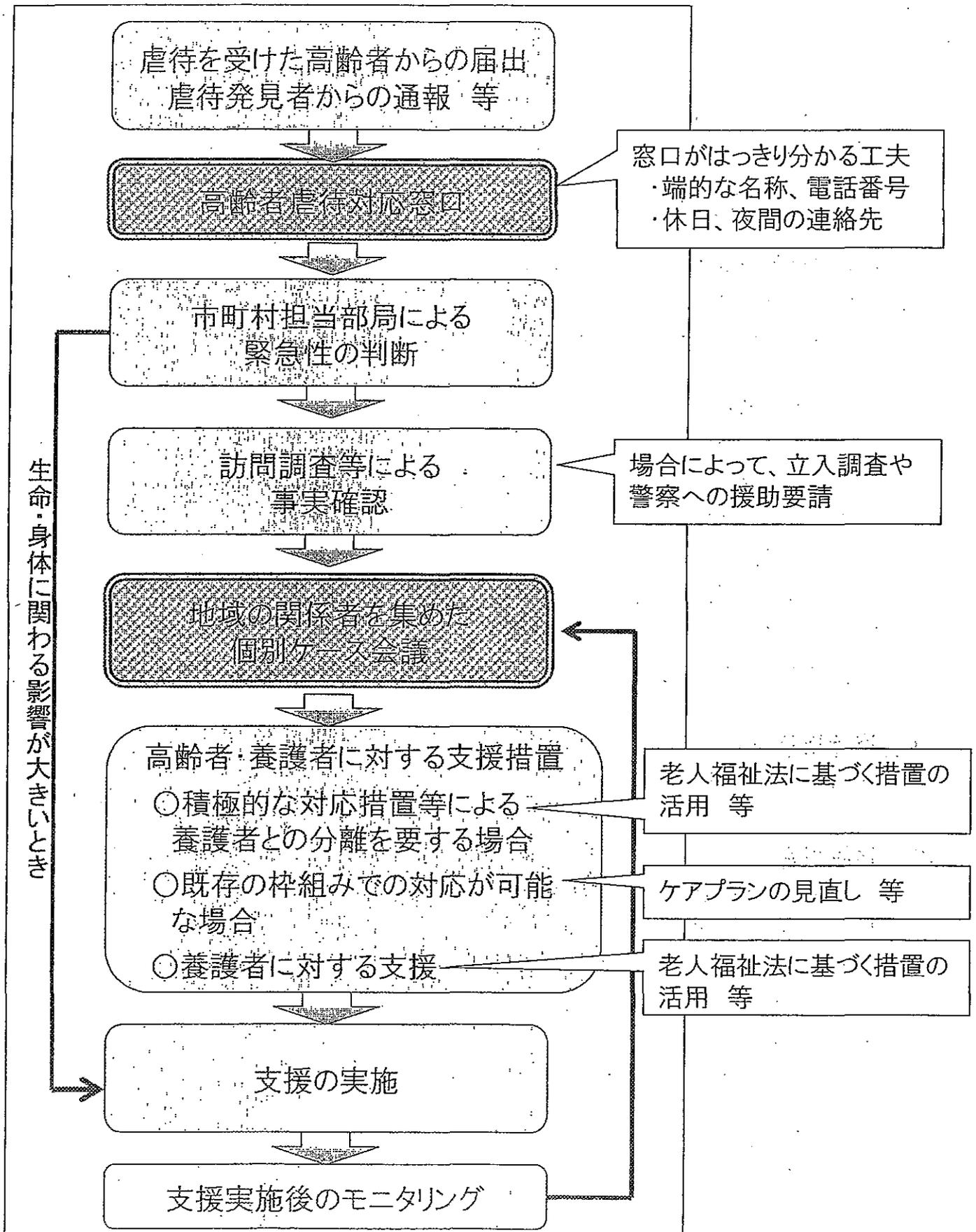
4. 施行期日

平成18年4月1日

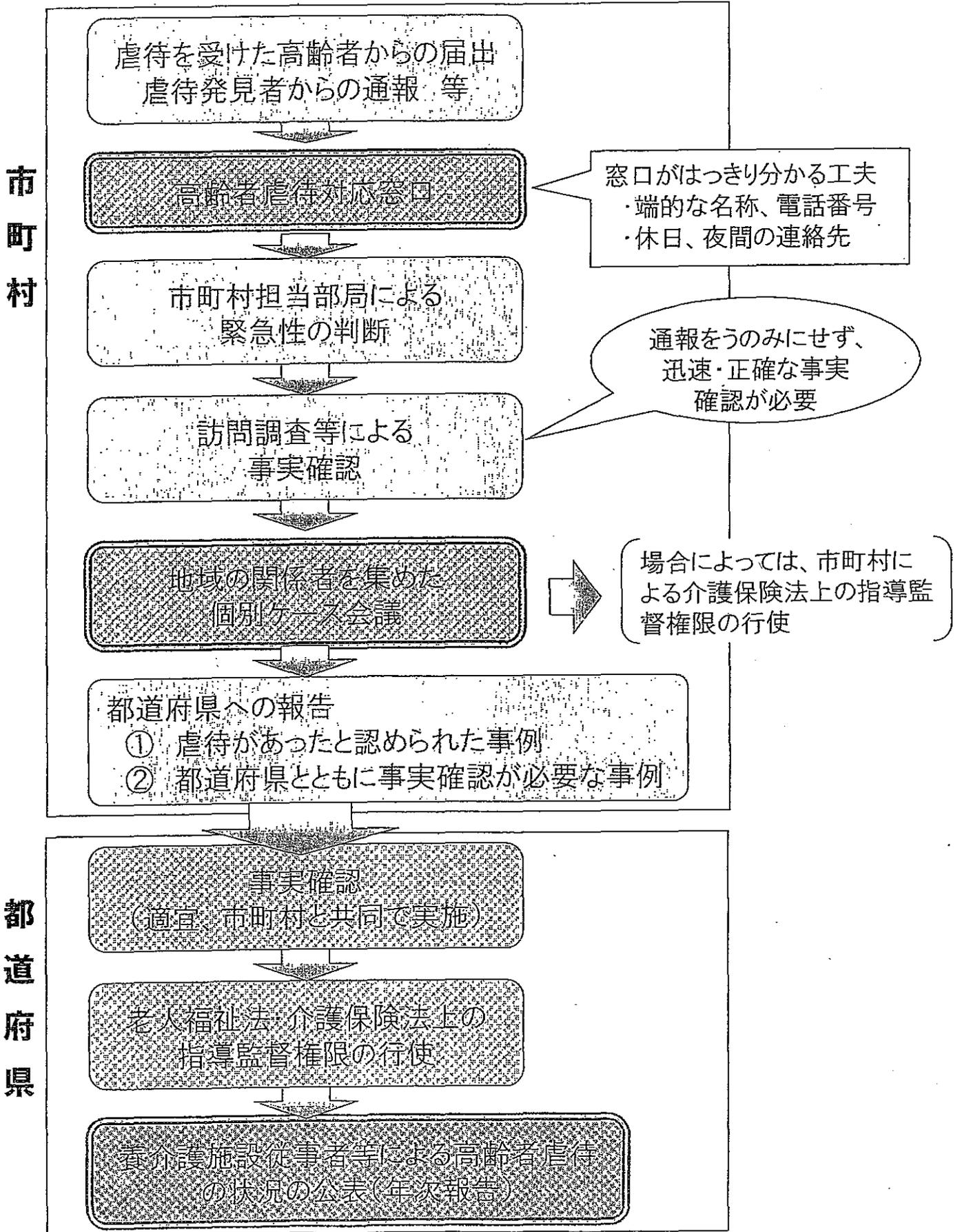
5. 検討規定

- (1) 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。（附則第2項）
- (2) 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。（附則第3項）

養護者による高齢者虐待への具体的な対応 (市町村における事務の流れ)



養介護施設従事者等による高齢者虐待への具体的な対応 (市町村・都道府県における事務の流れ)



○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第一章 総 則 (第一条—第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等 (第六条—第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等 (第二十条—第二十五条)

第四章 雑 則 (第二十六条—第二十八条)

第五章 罰 則 (第二十九条・第三十条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせるこ